

- 食品衛生法等の一部を改正する法律 新旧対照条文 (抜粋)
- 食品衛生法 (昭和二十二年法律第二百三十三号) (抄) (第一条関係)

【公布日から一年以内に政令で定める日施行又は公布日から二年以内に政令で定める日施行】

(傍線部分は改正部分)

改正法	現行
<p>第五十条の二 厚生労働大臣は、営業(器具又は容器包装を製造する営業及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業(第五十一条において「食鳥処理の事業」という。を除外。))の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置(以下この条において「公衆衛生上必要な措置」という。)について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。</p> <p>一 施設の内外の清潔保持、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に關すること。</p> <p>二 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組(小規模な営業者(器具又は容器包装を製造する営業者及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第六条第一項に規定する食鳥処理業者を除く。次項において同じ。))その他の政令で定める営業者にあつては、その取り扱う食品の特性に応じた取組)に關すること。</p> <p>② 営業者は、前項の規定により定められた基準に従い、厚生労働省令で定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければ</p>	<p>(新設)</p>

ばならない。

③ 都道府県知事等は、公衆衛生上必要な措置について、第一項の規定により定められた基準に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができる。

○ 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）（抄）（第二条関係）

【公布日から三年以内に政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正法	現行
<p>第五十八条 営業者が、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、その採取し、製造し、輸入し、加工し、若しくは販売した食品若しくは添加物又はその製造し、輸入し、若しくは販売した器具若しくは容器包装を回収するとき（次条第一項又は第二項の規定による命令を受けて回収するとき、及び食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令で定めるときを除く。）は、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>一 第六条、第十条から第十二条まで、第十三条第二項若しくは第三項、第十六条、第十八条第二項若しくは第三項又は第二十条の規定に違反し、又は違反するおそれがある場合</p> <p>二 第九条第一項又は第十七条第一項の規定による禁止に違反し、又は違反するおそれがある場合</p> <p>② 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、当該届出に係る事項を厚生労働大臣又は内閣総理大臣に報告しなければならない。</p>	<p>（新設）</p>

○ と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）（抄）（第三条関係）

【公布日から二年以内に政令で定める日施行又は公布日から三年以内に政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（と畜場の衛生管理）</p> <p>第六条 厚生労働大臣は、と畜場の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置（次項において「公衆衛生上必要な措置」という。）について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。</p> <p>一 と畜場の内外の清潔保持、汚物の処理、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関すること。</p> <p>二 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組に関すること。</p> <p>2 と畜場の設置者又は管理者は、前項の規定による基準に従い、厚生労働省令で定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。</p> <p>（と畜業者等の講ずべき衛生措置）</p> <p>第九条 厚生労働大臣は、獣畜のとさつ又は解体の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置（次項において「公衆衛生上必要な措置」という。）について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。</p>	<p>（と畜場の衛生管理）</p> <p>第六条 と畜場の設置者又は管理者は、と畜場の内外を常に清潔にし、汚物処理を十分に行い、ねずみ、昆虫等の発生の防止及び駆除に努め、厚生労働省令で定める基準に従い、と畜場を衛生的に管理し、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（と畜業者等の講ずべき衛生措置）</p> <p>第九条 と畜業者その他獣畜のとさつ又は解体を行う者（以下「と畜業者等」という。）は、と畜場内において獣畜のとさつ又は解体を行う場合には、厚生労働省令で定める基準に従い、獣畜のとさつ又は解体を衛生</p>

のとす。

一 畜場内の清潔保持、汚物の処理、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理にすること。

二 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組にすること。

2 畜業者その他獣畜のとさつ又は解体を行う者（以下「畜業者等」という。）は、前項の規定による基準に従い、厚生労働省令で定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。

的に管理し、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。

○ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）（抄）（第四条関係）

【公布日から二年以内に政令で定める日施行又は公布日から三年以内に政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（衛生管理等の基準）</p> <p>第十一条 厚生労働大臣は、食鳥処理場の衛生的な管理、食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等の衛生的な取扱いその他公衆衛生上必要な措置（次項において「公衆衛生上必要な措置」という。）について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。</p> <p>一 食鳥処理場の内外の清潔保持、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関すること。</p> <p>二 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（第十六条第一項の認定を受けた食鳥処理業者にあつては、その食鳥処理をする食鳥の羽数に応じた取組）に関すること。</p> <p>2 食鳥処理業者は、前項の規定による基準に従い、厚生労働省令で定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。</p>	<p>（衛生管理等の基準）</p> <p>第十一条 食鳥処理業者は、厚生労働省令で定める基準に従い、食鳥処理場を衛生的に管理し、食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等を衛生的に取り扱い、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。</p>